

政治資金監査に関するアンケート調査結果について

日本公認会計士協会

日本公認会計士協会では、平成 22 年 5 月までに初年度の政治資金監査が実施されたことから、登録政治資金監査人に登録している公認会計士を対象に、初年度の政治資金監査の実施状況等についてアンケート調査を実施した。

1. アンケート調査の方法

(1) 調査対象

総務省政治資金適正化委員会ウェブサイト登録政治資金監査人名簿に氏名が掲載されている公認会計士 647 人（平成 22 年 6 月末現在）

(2) 調査方法

郵送による無記名式アンケート調査

(3) 調査期間

平成 22 年 7 月 13 日（火）～平成 22 年 7 月 31 日（土）

(4) 回答数

発送数：647

回答数：251

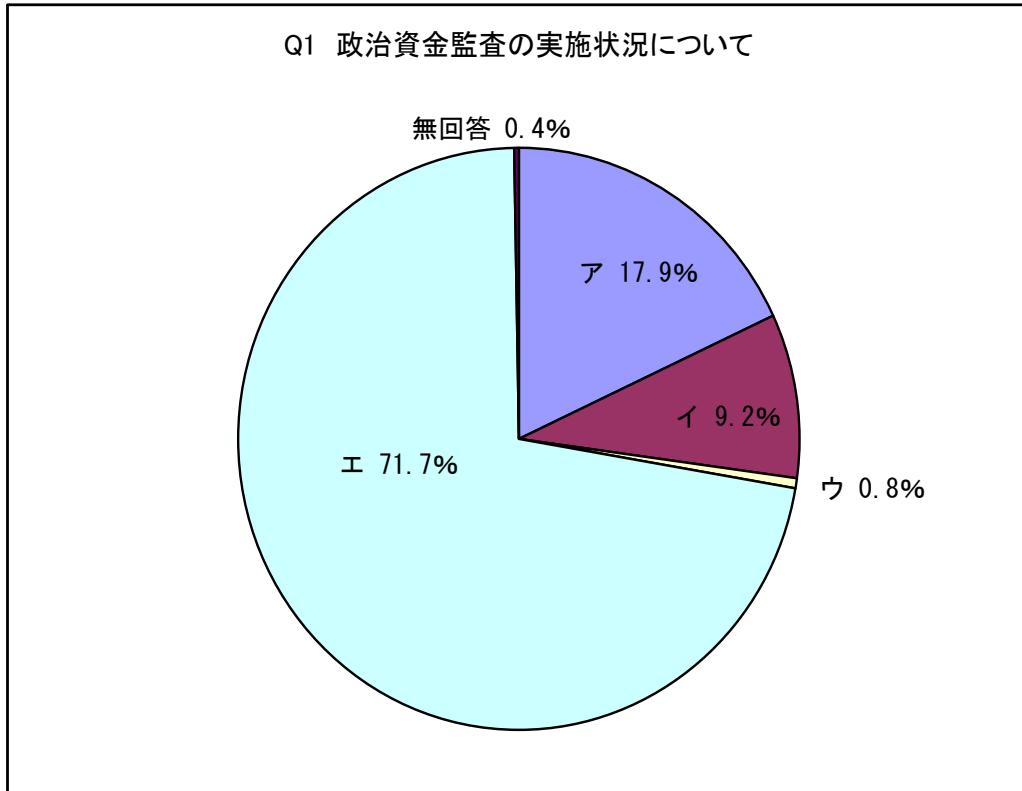
回収率：38.8%

2. アンケート調査結果

Q1. 全員にお尋ねします。政治資金監査の実施状況について、以下の該当するものに○を付してください。

	回答数	(割合)
ア 政治資金監査マニュアルに沿って、滞りなく実施することができた。	45	17.9%
イ 若干の疑義等が生じたが、特段の問題には至らずに実施することができた。	23	9.2%
ウ 政治資金監査契約を締結した(締結する予定だった)ものの、途中で当該監査(又は契約)を断念せざるを得ない事態に至った。	2	0.8%
エ 政治資金監査契約に至らなかった。	180	71.7%
無回答	1	0.4%
合計	251	100%

※(割合)は小数点第二位で四捨五入しているため、各回答内容の(割合)の和は必ずしも100%となるわけではありません。



Q2. Q1でイと回答された方にお尋ねします。政治資金監査の実務上、具体的にどのような疑義等が生じ、どのように対応されたのか、差し支えない範囲でご記入願います。

オ 政治資金監査項目【注】に係る疑義等

区分	左記の対応
【領収書等の保存】 領収書等の原本の保存状況に不備が認められた。	提出・作成期限ぎりぎりまで再調査・再請求させ、不能なものについて「徴し難かった」区分で対応。
【会計帳簿と領収書等の突合】 政治資金からの支出日と領収書の日付が異なった場合の処理	政治資金からの支出日を明細に記載するように指導したが、県選管のアドバイスにより領収書の日付に変更した。
【会計帳簿と領収書等の突合】 会計帳簿の支出の金額、年月日が領収証の記載と異なる。	会計責任者へのヒアリングにより、複数の領収証をまとめて記載したとの確認がなされたので問題なしとした。会計帳簿の修正を依頼した。

【注】政治資金監査項目とは、「政治資金監査に関する研修テキスト」（政治資金適正化委員会）中の「政治資金監査チェックリスト」に列挙している項目。

カ 上記オ以外の疑義等

区分	左記の対応
クレジットカード利用票の取り扱い	総務省HPで確認したが、扱いが途中で変更されており、わかりにくかった。（結果的に簡便な方法も認められている。）
収入：サポーターの会費収入の一部に記載漏れがあった。	データ移行（貼りつけ）作業のミスが原因との説明。現金管理の重要性を再度説明した。
会計責任者がまったくの名ばかりで実務をまったく知らなかった。	会計責任者の責任の重さについて伝えた。

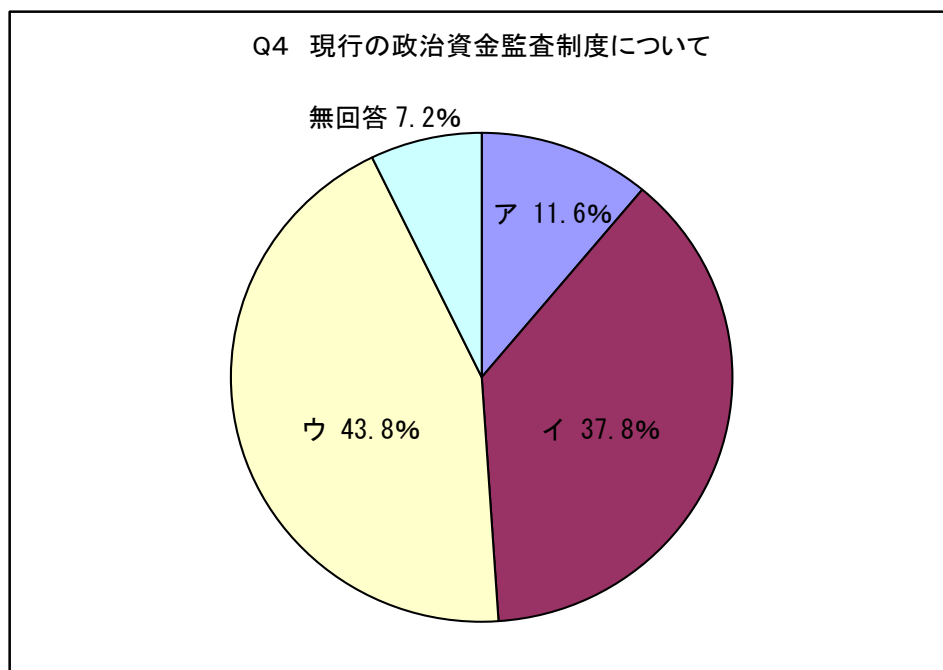
Q 3. Q 1でウと回答された方にお尋ねします。具体的にどちら側のどのようなことが原因でそのような事態に至らざるを得なかったのか、差し支えない範囲でご記入願います。

<回答>

- ・ 直前になり、極めて低廉な報酬での業務を要求されたため。

Q 4. 全員にお尋ねします。政治資金監査制度は、政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭するために導入されたもので、政治活動の自由の確保の観点も踏まえて、支出の面に限って、使途の妥当性の評価は行わずに、外形的・定型的な監査を行うとされています。こうした趣旨をご理解いただいた上で、職業的専門家としての立場から見て、現行の政治資金監査制度について、どのようにお考えになりますか。

	回答数	割合
ア 現状のままで良いと思う。	28	11.6%
イ 必ずしも十分とは言えないが、現状のままでやむを得ないと思う。	95	37.8%
ウ 見直しが必要だと思う。	110	43.8%
無回答	18	7.2%
合計	251	100%



Q4でウと回答した方から寄せられた意見

● すぐにでも見直すべきと思った事項（主な意見）

- ・ 複式簿記を導入すべき
- ・ 国等の適正な費用負担で政治資金監査を実施すべき
- ・ 適正な報酬で行われているか疑問
- ・ 支出の事実の検証作業に「監査」という言葉が使われている点
- ・ 人件費について、架空計上による不正防止の観点から、領収書等が存在しなくても”領収書等亡失等一覧表”に記載しなくてもよく、また収支報告書提出時に領収書等の写しを添付しなくてもよいなど、他の経費と異なる扱いとすることは疑問
- ・ 非資金移動取引（プリペイドカード）の会計処理に疑問
- ・ 領収書の形式的なチェックだけでは、国民が期待している監査になり得ないのではないか

● 将来的に見直しを検討してはどうかと思う点（上記以外の主な意見）

- ・ 政治家及び担当秘書への研修が必要
- ・ 口座が複数あり、資金管理団体同士で頻繁な口座振替が行われている事例があった。規制が必要ではないか

以 上